

2027年国際園芸博覧会庭園出展業務 基本仕様書

1 適用

本仕様書は、「2027年国際園芸博覧会庭園出展業務」（以下「業務」という。）に適用する。

2 業務期間

契約締結の日から令和9年12月28日まで

3 業務場所

神奈川県横浜市瀬谷区 旧上瀬谷通信施設（別紙①位置図のとおり）

4 業務概要

花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を提案するとともに、明日に向けた友好と平和のメッセージを発信することを目的に、2027年3月19日（金）から9月26日（日）まで横浜市で国際園芸博覧会“GREEN×EXPO 2027”（以下「博覧会」という。）が開催され、約1,500万人の方々が世界中から訪れる見込みである。

この機会を捉え、政令指定都市などの各自治体や企業等が協力して、自然や花や緑ある社会の大切さや日本各地の魅力、園芸・造園技術等を国内外に発信することとしているが、平和文化の振興に取り組む本市としても、全国都市緑化フェア等で培った技術やノウハウを生かし、花や緑を通じて、本市の理念や姿勢を国内外にPRするための庭園を出展する。

本業務は、本市が出展する庭園の設営、閉幕（9月26日（日））までの維持管理及び撤去を行うものである。

5 業務内容

(1) 庭園設営（～開幕前）

ア 庭園設営

資料1の庭園設計図面（以下「設計図面」という。）に基づき庭園の設営を行う。

なお、作業実施時期については別紙②工程表のスケジュールを見込んでいるが、詳細な作業日程及び搬入経路については2027年国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）から改めて通知があるため、その指示に従うこと。また、作業時間については博覧会協会が、原則平日の8時から17時までと定めている。

【庭園設営前期（令和9年1月中旬から下旬を予定）】

(ア) 基盤整備

設計図面③、④のとおり基盤の整備を行う。

なお、設営場所周辺は博覧会協会が別添①、②のとおり整備し、出展区画は土の状態となっている。

(イ) 高木及び低木植栽

植栽基盤改良を行った上で、設計図面⑧、⑨で示す植栽図面及び別紙③植栽一覧を基に高木及び低木を植栽する。

【庭園設営後期（令和9年2月下旬から3月上旬を予定）】

(ウ) オブジェの設置

庭園中央に瓦礫のオブジェを設置し、オブジェ中央には被爆アオギリ二世の苗木を植栽する。また、本市が指定する解説文を記した説明板をオブジェに取り付ける。詳細については、設計図面⑤及び別紙④庭園概要を参照すること。

なお、被爆アオギリ二世の苗木については本市から貸与する。

(エ) ベンチの設置

設計図面⑤のとおり、ベンチを3基設置する。

(オ) 給水及び電気設備設置

設計図面⑥のとおり、自動かん水装置及び演出用のミスト発生装置を設置する。

また、設計図面⑦のとおり、ミストと夜間照明用の電気設備を設置する。

博覧会会場のインフラ図面については、別添③を参照すること。

(カ) 草花植栽

設計図面⑨及び別紙③のとおり、林床部に草花を植栽すること。植栽後はマルチングを行う。

植付後はしっかりとかん水し、傾いたり根が浮き上がったりしたものは植え直すこと。

イ 関係書類の作成

作業前、作業中及び作業後に、博覧会協会が定める書類を作成し提出すること。

詳細は、契約締結後に送付する説明資料を参照すること。

(2) 維持管理（閉幕まで）

植栽等について、閉幕までの維持管理を行う。

かん水については、自動かん水装置による。

なお、別途博覧会協会が定期的に手まきかん水（夏季は二日に一回程度）を行うこととなっている。

維持管理の作業時間について、閉幕までの期間においては原則平日の8時から17時までと定めている。開催期間中においては、車両搬入を伴わない場合は開場時間内（9:30~21:30）の作業も可能であるが、車両搬入を伴う場合は開場前（7時~9時）にのみ実施可能となっており、その都度博覧会協会と日程調整を行う必要がある。

ア 除草・花がら摘み・修景せん定

開園期間中の維持管理を行う。

なお、維持管理作業については、月に一度、期間内において5回を見込んでいるが、工程表にとらわれることなく必要に応じて作業を行い、開会期間を通して良好な状況に保つこと。

イ 植替え

草花の一部の植替えを行う。植替時期は4月下旬を見込んでいる。

植栽については設計図面⑨及び別紙③を参照すること。

(3) 撤去（閉幕後）

10月以降、庭園の撤去を行う。撤去に当たっては、博覧会協会が定める書類を作成し提出すること。

その際、植栽、ベンチ・オブジェ等の設備、盛土等を含めて全て撤去し、原状復旧を行うこと。

6 提出物及び報告事項

- (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて公園緑地等維持管理標準仕様書（令和8年1月改定（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）第1章別表1で指示する書類を提出すること。
- (2) 5-(1)に示す庭園設営及び5-(3)に示す撤去に当たっては、博覧会協会が定める書類を作成し提出すること。
- (3) 受注者は、別紙②工程表に示す区分のとおり、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。
① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者 ⑥ 作業数量
- (4) その他、本市及び博覧会協会から指示のある場合は、該当書類を提出すること。

7 留意事項

- (1) 業務の詳細・日程の管理については別紙②工程表を参照すること。ただし、特別な事由又は本市及び博覧会協会の指示のある場合はこの限りではない。また、作業の実施は天候や現場等の条件により柔軟に対処することとし、各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- (2) 本基本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、別途貸与する博覧会協会が定めるガイドラインや設計方針等を遵守すること。
- (4) 使用材料については、事前に検査を受けること。
- (5) 建設発生土については、別途博覧会協会が指定する場所へ搬出すること。
- (6) 現場で発生した廃棄物は、すべて適切に処理すること。
- (7) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (8) 本業務の全部又は一部を再委託することは原則認めない。ただし、本業務の適正な履行を確保するために必要な範囲について、本業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
ア 再委託する業務の範囲
イ 再委託する合理性及び必要性
ウ 再委託先の業務履行能力
エ 再委託業務の運営管理方法
- (9) 受注者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償させる場合がある。